

東京都児童福祉審議会 令和7年期 第4回本委員会 議事録

1 日時 令和8年1月22日（木）18時30分～20時02分

2 場所 都庁第一本庁舎 42階北側 特別会議室A

3. 次第

(開会)

1 新委員紹介

2 議事

里親委託の推進について（中間報告）

3 報告

東京都児童福祉審議会条例施行規則の改正について

(閉会)

4. 出席委員

大竹委員長、新保副委員長、秋山委員、牛島委員、鎌倉委員、亀岡委員、川松委員、菊地委員、佐賀委員、須江委員、高橋委員、田中委員、馬場委員、益田委員、矢藤委員、横堀委員、米原委員、堀口臨時委員、渡辺臨時委員

(オンライン出席)

朝比奈委員、石森委員、泉谷委員、掛川委員、加藤委員、慶野委員、首里委員、仲委員、永島委員、中村委員、浜中委員、松原委員、山屋委員、米山委員、和地委員、四条臨時委員、長田臨時委員、

5. 配付資料

資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿

資料2 東京都児童福祉審議会行政側名簿

資料3-1 里親等委託の推進について（中間報告の概要）

資料3-2 里親等委託の推進について（中間報告【案】）

資料4 東京都児童福祉審議会条例施行規則（令和7年11月18日改正）

## 開 会

○子供・子育て計画担当課長 それでは、お待たせいたしました。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまより、令和7年期第4回東京都児童福祉審議会本委員会を開催いたします。

今回は、対面とオンラインの併用開催とさせていただきます。

私は、福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長の平川と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員の方の御出席について御報告させていただきます。本審議会の委員数は、臨時委員を含め、40名でございます。本日御出席とお返事をいただいている委員は37名、うち17名の委員にオンラインで参加いただいております。所用のため御欠席とお返事をいただいている委員は3名でございますので、定足数に達することを御報告させていただきます。少々遅れていらっしゃる委員がおられますが、それ以外の方は皆様おそろいでございますので、始めさせていただきます。

次に、本日の会議資料についてですが、お手元のタブレットで御覧いただけますので、御確認をお願いいたします。会議次第に記載のとおり、資料1から資料4までございます。タブレットの操作方法につきましては、お手元に配付しております「ペーパーレス会議システム操作方法」を御参照ください。タブレットについて不具合、不明点などがございましたら、周囲に控えております職員へお声がけください。

なお、本日の審議会は公開となっております。後日、議事録は、東京都のホームページに掲載されますので、よろしくお願いいたします。

また、御発言に際しましては、挙手の上、マイクスタンドのボタンを押していただきますようお願いいたします。オンラインで御参加の委員におかれましても、挙手をしていただきつつ、また、Teamsの挙手ボタンも押していただきますようお願い申し上げます。

続きまして、第2回本委員会後、新たに御就任いただいた委員のうち、本日御出席いただいている方につきましては、御紹介させていただきます。資料1「東京都児童福祉審議会委員名簿」を御覧ください。名簿順に御紹介させていただきます。

朝比奈和茂委員でございます。ウェブでの参加となっております。

○朝比奈委員 よろしく申し上げます。

○子供・子育て計画担当課長 申し上げます。

仲真紀子委員でございます。ウェブでの参加となっております。

○仲委員 よろしく申し上げます。

○子供・子育て計画担当課長 首里京子委員でございます。ウェブでの参加となっております。

○首里委員 首里です。どうぞよろしく申し上げます。

○子供・子育て計画担当課長 浜中のりかた委員でございます。ウェブでの参加となっております。

○浜中委員 よろしく申し上げます。

○子供・子育て計画担当課長 申し上げます。

四条千賀子臨時委員でございます。ウェブでの参加となっております。

○四条臨時委員 四条です。よろしくお願ひいたします。

○子供・子育て計画担当課長 お願いします。

長田淳子臨時委員でございます。ウェブでの参加となっております。

○長田臨時委員 長田です。よろしくお願ひいたします。

○子供・子育て計画担当課長 お願いします。

堀口美和臨時委員でございます。

○堀口臨時委員 よろしくお願ひいたします。

○子供・子育て計画担当課長 渡辺睦美臨時委員でございます。

○渡辺臨時委員 よろしくお願ひいたします。

○子供・子育て計画担当課長 それでは、議事に先立ちまして、福祉局長の高崎から御挨拶を申し上げます。

○福祉局長 着座にて失礼いたします。

福祉局長の高崎と申します。

東京都児童福祉審議会第4回本委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日はお忙しい中、また、夜の時間帯にもかかわらず御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様には、日頃より、東京都の児童福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、令和7年10月の児童福祉法改正におきまして、保育所等の職員による虐待につきまして児童福祉審議会への報告が必要となったため、さきの本委員会におきまして新たな部会の設置を御了解いただきました。

これによりまして、現在、本審議会は、保育所等子供権利擁護部会を加えた常設の5つの部会でそれぞれが所掌する事項につきまして御審議いただくほか、都が取り組むべき重要課題について専門部会を設置いたしまして、御意見や御提言等をいただいているところでございます。

今期は、里親等委託の推進をテーマに専門部会を立ち上げておりますが、これまでに部会を5回開催する中で、委員の皆様からそれぞれの専門的な見地から様々な御意見を頂戴いたしました。本日は、部会において中間報告として取りまとめたいただいた内容について御審議いただく予定でございます。

東京都の児童福祉の向上・発展のためには、委員の皆様の知識や経験に基づく様々な御意見を頂戴し、都の施策に生かしていくことが重要となります。今後とも、特段のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○子供・子育て計画担当課長 それでは、大変申し訳ございませんが、高崎は所用によりここで退席させていただきます。

○福祉局長 よろしくお願ひ申し上げます。

(福祉局長退室)

○子供・子育て計画担当課長 では、この後の進行につきましては、大竹委員長にお願ひいたします。

○大竹委員長 皆様、こんばんは。

新年になりまして初めての会ですので、本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

令和7年7月に専門部会を立ち上げ、里親等委託の推進に向けて、5回の部会で議論を重ねてきたところですが、本日は、中間報告案をお示しいただいておりますので、これについて事務局から説明をお願いしたいと思います。

○育成支援課長 それでは、事務局から中間報告案について説明させていただきます。

私は、福祉局子供・子育て支援部育成支援課長の六串と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料3-1が概要版、資料3-2が実際の中間報告案の本文となっております。説明は概要版を中心としまして、適宜、本文の該当ページにも触れながら進めさせていただきます。内容としては同じものですので、いずれか見やすいほうを御参照いただければ幸いです。まず「現状」でございます。

こちらは、本文1ページの「はじめに」から「第1章 里親等委託の現状」の7ページまでに対応してございます。

東京都内約4,000人の社会的養護を必要とする児童について、家庭と同様の環境における養育を推進するため、里親等委託率37.4%を目指しているところでございます。現状では、令和5年度末時点で17.5%となっておりまして、委託児童数とともに少しずつ増えてはございますが、目標にはまだ及ばない状況となっております。

本文3ページ以降では、養育家庭と養子縁組里親それぞれについて、委託家庭数、未委託家庭数、また、新規登録家庭数の推移をお示しするとともに、ファミリーホームの状況、養育家庭に委託中の児童の年齢等の現状分析を加えてございます。

概要版1ページの下段「主な課題」は、本文8ページから13ページまでの「第2章 里親等委託の推進における課題」に相当してございます。

大きく4つに分けて課題をまとめておりまして、例えば1点目の「制度運営上の課題」では、未委託家庭に委託を進めるための仕組みの整備などについて、2点目の「里親への支援上の課題」では、継続支援のための体制の確保などについて、3点目の「児童への支援上の課題」では、ケアニーズの高い児童の増加などについて、4点目の「児童相談所におけるソーシャルワーク上の課題」では、実親の同意を得るための工夫やパーマネンシー保障のためのソーシャルワークを支える体制の確保などについて、専門部会委員の皆様から御意見をいただきまして、現時点における課題認識として整理してございます。

概要版の2ページに進ませさせていただきます。

今回の中間報告の核となります論点をまとめておりまして、本文14ページ以降の「第3章 里親等委託の推進に向けた取組について（中間報告）」に相当してございます。

大きく4つに分けて、取り組むべき方向性をまとめてございます。取組1が「登録家庭数の拡大、制度運営の見直し」、取組2が「里親家庭への支援の充実」、取組3が「特別養子縁組に関する取組の推進」、取組4が「ソーシャルワークの充実による里親等委託の促進」となっております。

それぞれの取組につきまして、個別の論点を挙げておりまして、その中で太字になっているものは短期的な検討要素として、直ちに取組を推進していくべき事項であることを意識して、可能な限り具体的にまとめてございます。

また、その他の事項につきましても、各論点につきまして「現状・これまでの取組」と「課

題」を整理した上で「当面の取組の方向性」をまとめてございます。

更に、令和7年度における検討や取組の状況を踏まえまして、引き続き検討を要する事項については、令和8年度に最終提言として取りまとめを予定しておりまして、その方向は「第4章 令和8年度に向けて引き続き検討を要する主な論点」で少し触れておりますので、最後に説明させていただきます。

続きまして、概要版の3ページに進ませさせていただきます。

ここから個別の論点の説明となります。

本文は14ページになりますが、「取組1 登録家庭数の拡大、制度運営の見直し」の「論点1 養子縁組里親登録家庭への働きかけ（二重登録）」でございます。

まず「現状・これまでの取組」ですが、養子縁組里親に対して、養育家庭としての委託もできるよう養子縁組里親と養育家庭の両方に里親として登録する二重登録という制度を現在運用してございますが、なかなか積極的な登録には至っていないところで、下のグラフを御覧いただきますと、現在、養子縁組里親448家庭あるうち、二重登録をさせていただいている御家庭は75家庭にとどまっている状況でございます。

こちらを踏まえて「当面の取組の方向性」ですが、養子縁組里親希望者に対しまして、二重登録を基本として説明していくこと。また、里親の年齢等を考慮しながら、二重登録や養育家庭への切替えを視野に、里親の意向を確認するとともに、受託を希望する児童の年齢等、条件の見直しを働きかけるなどして、養育家庭としての委託や一時保護の委託を促進していくこと。また、この2つの制度や目的の違いにつきまして、理解を深められるよう丁寧な説明を行うとともに、その理解度、また思いを十分に受け止め確認することを求められるとさせていただきます。

次に、下段の「論点2 親族里親・養育家庭（親族）制度等の積極活用」でございます。

こちらは、要保護児童の扶養義務者、その配偶者に対して、一定の要件を満たす要保護児童を委託し、養育いただくものを親族里親という制度として運用してございます。また、扶養義務のないおじ・おばなどの親族による養育は、養育家庭（親族）という制度として運用してございます。これらの制度につきまして、生活困窮の相談窓口等を入口として制度につながるケースなどがございます。

「当面の取組の方向性」ですが、代替養育が必要な場合、まず、親族による養育の可能性を優先的に検討すること。また、民法上の扶養義務に従い、親族が養育を行う場合でも、行政が継続的に関与する意義も踏まえまして、制度の積極的な活用を検討することなどが望まれるということ。また、関係機関の親族里親等の制度への理解の促進を図っていくべきであることなどを示してございます。

4ページに移りまして、次の論点ですが、本文の16ページ「論点3 フレンドホーム制度の積極活用」でございます。

こちらは、施設に在籍する児童が、フレンドホームとして登録いただいた御家庭で、週末や夏休みなどの学校の休業期間を活用して、一般家庭での生活を体験できる制度でございます。

こちらにつきまして「当面の取組の方向性」ですが、施設でのフレンドホーム制度の運用実態やニーズ、運用状況や効果等の実態把握、課題の確認を行い、制度の運用方法や、児童相談所、フォスタリング機関の関与の在り方等について検討すること。また、里親制度説明会等の機会を捉えたフレンドホーム制度の積極的な周知。また、フレンドホームにお支払いする謝礼金について、措置費等を参考とした水準への見直しなどが求められることとさせていただきます。

次に、下段の論点の4番、本文の17ページですが「論点4 施設から里親等への措置変更の促進」でございます。

こちらですが、グラフにありますとおり、里親等委託率を年齢別に区分して見たときに、学童期以降が就学前と比べると低くなっているところで、児童養護施設に入所した後の措置変更が進んでいない現状が見られるところです。

こちらの「当面の取組の方向性」ですが、措置変更に対する児童相談所の認識や制度理解を促進していくこと。また、児童や保護者等の里親制度への理解の促進を図っていくこと。また、施設在籍児童の里親等委託推進や、措置変更後の里親等への支援につきまして、施設の持つ機能との連携の一層の推進などが求められるとしてございます。

次のページに移りまして、論点の5番、本文の18ページですが「論点5 大都市特性に合わせた制度運営」でございます。

こちらは、面積等の基準を東京都において設けてございます。

「当面の取組の方向性」ですが、大都市特有の住宅事情を鑑みた上でも、児童の適切な養育環境の確保という観点から、現行の基準面積程度の広さは必要であること。また、床面積の最低基準は遵守しつつ、一方で、居室数につきましては、目安としまして児童の年齢や性別等に応じた適切な環境の確保という視点を重視しつつ、柔軟な運用をしていくべきであることとしてございます。

「論点6 ファミリーホームの設置促進」でございます。

ファミリーホームにつきましては、「現状・これまでの取組」に記載のような制度、基準で運営しているところでございます。

「当面の取組の方向性」につきましては、ヒアリング等を実施することによりまして、ファミリーホームの運営体制等に係る現状と課題を把握し、考え方の整理を含めて、引き続き検討していくこととしてございます。

6ページに移っていただきまして、「論点7 里親・ファミリーホームへの費用支弁」でございます。

こちらは、本文の19ページ以降となっております。

「当面の取組の方向性」ですが、近年の物価高騰に応じた一般生活費の水準の向上が求められること。また、こちらにつきましても、先ほどのファミリーホームに関しての再掲としてございますが、まず、現状と課題を把握、考え方を整理していくこととしてございます。

次のページに移りまして、概要版の7ページでございます。

ここから「取組2 里親家庭への支援の充実」でございます。

本文ですと、21ページ以降となっております。

まず、「論点1 里親向け子育て支援サービスの充実」でございます。

「現状・これまでの取組」ですが、レスパイトの仕組みを運用していきまして、里親家庭相互での助け合いの制度として運用していることと、子育て支援サービスのニーズが特に高いと考えられる共働き家庭の割合が高くなっている現状がございます。

「当面の取組の方向性」ですが、現在、フォスタリング機関事業の一環で実施している育児家事援助者派遣事業の拡充などによりまして、より一層子育て支援サービスの充実が求められるとしてございます。

続きまして、下段の「論点2 里親・委託児童・里親家庭の実子への支援の充実」ござい

ます。

本文では22ページとなっております。

「現状・これまでの取組」ですが、チーム養育体制としまして、フォスタリング機関事業によりまずフォスタリング機関を中心としまして、チーム養育体制によりまして関係機関が連携して、里親、また児童を支援しているところでございます。

「当面の取組の方向性」ですが、フォスタリング機関事業の効果検証を踏まえまして、チーム養育体制の機能、役割について再検討が必要であること。また、子供のパーマネンシー保障のため、里親委託後においても、実親や親族との交流の継続的な実施が求められること。また、実親や親族との交流が困難な児童につきましても、生活の場が変わっても、支援や交流が途切れない仕組みについて検討が求められること。また、様々な葛藤を抱える委託児童や実子も含めた養育家庭の悩みを、里親同士で共有し、意見交換ができるよう、里親サロン等の横のつながりを引き続き実施し支援していくといった方向性を示してございます。

8ページに移りまして、「論点3 フォスタリング機関事業の評価を踏まえた里親支援センターの検討」でございます。

こちらは、令和6年度の児童福祉法改正によりまして、里親支援センターが児童福祉施設として位置づけられているところでございますが、東京都においては、現在、フォスタリング機関事業として実施しているところでございます。現在、里親支援センターへの移行も含めた検討をしているところでして、フォスタリング機関事業の効果検証を令和7年度に行っているところでございます。こういった効果検証の結果や、他の自治体の先行事例などを分析していくということで「当面の取組の方向性」としてございます。

9ページに移らせていただきます。

ここから「取組3 特別養子縁組に関する取組の推進」でございます。

本文では24ページ以降に相当してございます。

まず、「論点1 代替養育における特別養子縁組の検討」でございます。

「当面の取組の方向性」ですが、特別養子縁組を用いた支援の在り方の確認を踏まえた上で、特別養子縁組の検討を含む家庭養育推進のためのフローチャートなど、児童福祉司が活用できる標準化ツールを検討すること。また、全ての児童相談所職員がパーマネンシーの概念や子供の権利を理解し、実践に生かせるよう、体系的・継続的な研修を実施していくこと。また、民間あっせん団体と連携したマッチングや、研修等でのノウハウの確認・共有を継続していくことといったことを「当面の取組の方向性」としてございます。

続きまして、下段の「論点2 児童相談所長による特別養子適格の確認の申立の積極的な検討」でございます。

「現状・これまでの取組」ですが、こちらに記載のとおり、特別養子縁組成立件数のうち、児童相談所長における申立ては限定的となっているところでございます。

「当面の取組の方向性」ですが、児童相談所長申立てを行った事例を類型別に分類した上で、事例共有システムを用いて東京都全体で共有していくこと。また、特別養子縁組の申立てに関し、必要な意見聴取を行う場合に児童福祉審議会の活用を検討することなどを示してございます。

10ページに移りまして、「論点3 乳児院の体制拡充」でございます。

本文の25ページ以降となります。

こちらですが「当面の取組の方向性」としまして、現状、乳児院における一時保護委託が増えていること。また、新生児を含む0歳児の受入れが増えていること。また、夜間の緊急一時保護に対応する体制が求められることを踏まえまして、乳児院の職員の増配置により、0歳児や夜間の緊急一時保護を確実に受けられる体制を整備していくこと。また、特別養子縁組推進員を配置する乳児院への支援を継続していくことなどを示しているところでございます。

「論点4 縁組成立後の継続支援」でございます。

「当面の取組の方向性」といたしましては、縁組成立後においても引き続きどういった支援が受けられるのか、説明用のリーフレットを作成すること。また、児童の生い立ちの整理や養親子向けのサロンの開催など、個別の支援ニーズに合わせたプログラムを拡充することが求められるといったことが示されてございます。

11ページに移らせていただきます。

「取組4 ソーシャルワークの充実による里親等委託の促進」でございます。

本文では28ページ以降となっております。

「論点1 児童相談所の体制強化」でございます。

「当面の取組の方向性」ですが、児童・家族が参画した支援計画の作成を進めるため、高度なソーシャルワークを行う力をつけるための支援について検討が求められること。また、家庭養育推進のためのフローチャートや実親への説明の仕方など、児童福祉司が活用できる標準化ツールの作成について検討していくこと。それから、施設のアセスメント及び心理ケア・里親への移行支援強化のために、児童相談センターが施設へのコンサルティングを実施できる体制の強化について検討していくこと。また、人材の確保・定着を促す取組の拡充に加えて、実践的な研修や職員へのサポート体制を充実すること。また、他機関との合同研修や相互派遣による人事交流など、人材育成のための取組や、職員のメンタルヘルスを守る対策の強化が求められるといったことが示されてございます。

下段の「論点2 待機中の里親へのショートステイの委託」でございます。

「当面の取組の方向性」ですが、ショートステイ事業が区市町村の事業となっておりますので、区市町村の協力家庭を活用したショートステイの取組を促進するための取組を検討していくこと。また、具体的には、区市町村の取組が進まない要因となっております協力家庭の確保、区市町村の事務負担に関して、東京都としてこれを軽減する取組についての検討をしていくこと。また、里親へのショートステイの委託を積極的に行っている区市町村の取組を全ての自治体に共有するなど、区市町村が適切に里親にショートステイの委託を行うための取組について検討していくことなどが示されてございます。

最後に、12ページですが、「論点3 里親や候補児童に関する情報の取扱いのDX化」といたしまして、「当面の取組の方向性」ですが、個人情報の取扱いには配慮しつつ、養子縁組里親とのマッチングに係るプロセスの一部について、情報共有のDXを進めて業務の効率化について検討していくことが求められるといったことが示されてございます。

続きまして、13ページ、最後のページに移ります。

本文では31ページ以降となりますが、「第4章 令和8年度に向けて引き続き検討を要する主な論点」としまして、今後引き続き専門部会で検討いただき令和8年度に最終提言として取りまとめしていくための論点として、まとめてございます。

まず、検討に向けた「総論」といたしまして、ここまでの中間報告の内容は既存の制度の中

での検討が中心となってございました。今後の検討にあたっては、既存制度の枠を超えて、どういったこと、何が必要とされているのかということ。また、里親制度だけでなく、社会的養護全体を考える中で、家庭養育をバックアップする施設の在り方や機能も検討が求められること。また、社会的養護だけでなく、地域における子育てのつながりの中で、里親養育も包摂され、里親制度の外との関係もソーシャルワークが進むよう検討が必要であるといったことを「総論」としてまとめてございます。

以下、個別の論点となっております。

まず、「フレンドホーム制度と養育家庭制度の一体的運営」でございます。

フレンドホーム制度の積極的な活用につきましては、先ほども中間報告の論点の中で触れさせていただきましたが、フレンドホーム制度と養育家庭制度を一体的に運用していく。そのための方法の検討が必要であること。また、これを活用して、未受託の御家庭の活躍や、マッチング率の向上に向けた検討が求められるといったことが示されてございます。

次の「包括的な里親支援体制・機能の拡充」ですが、こちらにつきましては、フォスタリング機関事業の中で、包括的な里親支援体制は今構築しているところですが、先ほども中間報告の論点の中で触れさせていただきましたとおり、今後、里親支援センターへの移行も含めた検討の中で、機能や児童相談所との役割分担などを検討していくことが求められるといったことが示されてございます。

次に、その下、「里親・ファミリーホームと社会福祉法人等との連携」でございます。

こちらは、特にケアニーズの高い児童に関しては、なかなか里親等への委託が進みづらいところがありますが、これを推進していくために、施設を運営する社会福祉法人等との施設機能を生かした連携や、家庭養育へのバックアップ体制の在り方などの検討が求められることも示されてございます。

右上に移りまして、「家庭養育専門チーム（仮称）の設置」でございます。

こちらは、児童相談所の体制強化の検討の中で、今後、パーマネンシー保障の強化のために、実親との関係も踏まえつつ、地区担当の児童福祉司、また施設や里親と協働するチームの設置の検討が求められるといったことが示されてございます。

最後に、「その他」の論点といたしまして、幾つか挙げられてございます。

まず、普及啓発に関しましては、こちらに記載のとおりですが、従前のような関心の高い層に対するアプローチだけでなく、潜在層へのアプローチなども、目的とターゲットを明確にした広報を今後していくべきではないかということ。

フレンドホームやショートステイ等の里親委託以外の制度と連携した研修体系の充実なども求められること。

マッチング方法の在り方について、具体的な課題を整理・確認し、マッチングをより円滑に進めていく仕組みの検討が求められること。

親族里親や親族による養育家庭につきまして、その範囲を広げた検討も含めて、委託の在り方、制度の活用の検討が求められること。

ケアニーズの高い児童の里親委託につきましては、専門養育家庭への委託の在り方も併せて検討が必要なこと。

DXにつきましては、情報共有の視点に加えて、用途や活用方法を明確にした上で、AIの活用なども視野に入れた幅広い検討が求められるのではないかとということ。

最後に、現在、児童相談所の特別区による設置が進んでいることも踏まえまして、都区の連携を考慮した効率的、効果的な里親委託推進の在り方が求められるといったことが示されてございます。

雑駁ではございますが、説明は以上となります。

よろしく願いいたします。

○大竹委員長 御説明ありがとうございました。

続きまして、専門部会の部会長として御意見の取りまとめに御尽力いただきました横堀部会長から、補足で御説明をお願いできればと思います。

○横堀委員 皆様、こんばんは。

専門部会部会長の横堀でございます。

ただいま御報告いただきました中間報告に至るまで、多様な御経験をお持ちの委員、途中から加わっていただきました施設関係の委員、事務局の方々とともに、計5回、この大きなテーマ、里親等委託の推進などに向けた検討を行ってまいりました。

私は、里親部会の部会長をさせていただいておりまして、関係者の協働により、開拓と細やかな調査がなされた里親申請者の適否を主として審議する部会に通常臨んでおります。

部会での具体の協議の中から、多様な背景を持つ社会的養護の子供の養育が一般家庭で成立するために、どんな支援家庭やサポート、そして、里親家庭を安定的に増やすためのソーシャルアクションが必要か、考えさせられております。

また、実務の上で、私自身は、東京都や区の複数の児童相談所の里親委託等推進委員会の委員や、フォスタリング機関、里親センターのスーパーバイザーのお役目をいただく中で、子供の福祉のために、里親制度や養子縁組の制度を生かすこと。そのために必要な関係者の実働をつくること。そして、その背後にある社会課題などを考えさせられてきました。

東京都外のほかの自治体で行われる委託推進策にも、今般、目を及ばせましたが、それらをモデルにして、東京都で即導入可能かといいますと、イコールではない場合もあると捉えております。

また、里親等の制度をめぐるまはしては、国の制度上の課題に触れる点も、検討の中ではどうしても出てまいります。

現在、都内では区児童相談所の設置も進む構造となり、また、大都市東京ならではの家庭養育推進の難しさが横たわる中で、しかし現場におけるチャレンジが重ねられております。

推進のためには、守るものを確実に守りつつ、実践を育てていかなければなりません。そこで、今般、すぐにでも取り組むこと、中長期的に取り組むことといった区分けも確認しながら、ここまで行った検討の要点を今後につなげていくところであります。

ただ、急ピッチで委託を増やすとなりますと、結果として、いわゆる不調も増えるのではないかと感じる課題意識もございます。推進に特効薬的な方策はないのですが、だからこそ、安心・安全な家庭養育、そのための社会資源の活用や開発、子供の権利保障をより意識し、担保した養育の在り方を東京都ならではの発想で、また、関係者の声も聞きながら着実に作り出していく必要があるわけです。

里親委託の推進の要点は、報告書にも今般まとめていただきましたが、委託そのものがゴールではありません。その後続くプロセスが大変重要になってきます。また、里親にのみ養育や自立支援を託すわけではございません。制度も刻々と変容する中で、官民連携のチーム養育

を実効性のあるものとして、子供を中心に考えて、さらにどう機能させていくのか。児童相談所のソーシャルワークの工夫のしどころや課題はどの辺りなのか。施設に今後期待する機能は何かなど、社会的養護全体のデザインやプロセスを改めて考えることにもなります。

また、社会的養護の分野の取り組みだけが特別という置き方ではなくて、むしろ、そもそも親子分離を予防しようとする区市町村レベルの在宅家庭支援とも同じ地平でつながろうとしながら、実親による家庭養育の成立も視野に入れた中で、この取組の推進を図っていく必要もございます。

そこで、専門部会前半の半年は、取組の現状の確認、東京都の先駆的な事業も含めた強みの確認、主たる課題の確認、令和8年度の専門部会で議論していくことが必要な事項の整理を行わせていただきました。

今後は、本日の報告内容の各パーツを更にどう具体化させ、地に足が着いた取組につなげるか、更に重要な局面に入ってまいります。

本日は、この本委員会で、ここまで皆様とともに手がけて参りました専門部会での協議の中間報告の共有をしていただきました。

詳細に関する一つ一つの課題提起は、私からはこの場では控えますが、専門部会には不参加の委員も今日おられますので、それぞれの委員がお持ちの知見をこの場で、あるいは以後もお聞かせいただきまして、里親制度を生かす道をどうつくっていくか、具体的な示唆をいただけたらと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○大竹委員長 ありがとうございます。

この中間報告案について、専門部会で議論を重ねてきたわけですが、まず、専門部会の委員の皆様から感想や補足説明などをいただきたいと思っております。

せっかくの機会ですので、五十音順に御指名させていただきますので、一言感想、もしくは補足説明などがありましたら、お願いしたいと思います。

それでは、まず、牛島委員から一言いただければと思います。

○牛島委員 牛島と申します。よろしくお願いいたします。

5回の協議を重ねてこのような形で取りまとめが行われたこと、事務局の皆様、委員の皆様、このような形で一旦まとまったところは本当にすばらしいと考えております。

最終回、5回目の会議の中でも、一部、これらの今出てきている施策は本当に実効性のあるものになるのかどうか、それがどれぐらいの期限で実現していくものなのかというところが見えにくい施策もあったのかなと考えておまして、今、一部、令和8年に向けて何を実施していくかというところを明確に述べてくださったかと思うのですが、そこも踏まえて、後期に向けて、より具体の議論に参加できればと思っております。

以上になります。

○大竹委員長 ありがとうございます。

突然の御指名、失礼いたしました。しっかりとコメントをありがとうございます。

では、次に、慶野委員、お願いいたします。

○慶野委員 今、子供が騒いでいまして、後に回していただけると助かります。

申し訳ありません。

○大竹委員長 分かりました。

よろしくお願いします。

それでは、四条委員、お願いいたします。

○四条臨時委員 こんばんは。四条です。

5回の専門部会に参加させていただいて、私も、このような形でまとめていただいて、令和8年度に向けて引き続き検討していきながら、よりよい里親制度に向けて、里親として、ファミリーホームとして頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○大竹委員長 どうもありがとうございます。

続いて、高橋委員、よろしくお願いします。

○高橋委員 品川慶徳学園の高橋といたします。

このような機会でお時間をいただき、ありがとうございます。

私は、児童養護施設で勤務していて、施設から里親に委託する子供の流れがなかなかうまく進まないなどか、逆に里親から施設に来る子もいたりして、その子たちの生活が、場所が変われども、支援者は変われども、その子の一生につながっていきけるような、そこそこで終わってしまうのではなくてそれらがつながって、子供時代が豊かに暮らせるようにということでお話しさせていただいたことも踏まえて御記入いただいたことと、今、フォスタリング機関も受託させていただいて取り組む中での自立に向けて、里親宅で高齢時から預かって、ほとんど関わりが無い中で、何とか大学まで進ませてもらった中で、支援を継続しなくてはいけないのか、里親が委託解除になった後もそこを支えていくのに、頼ってきた自立についての支援の在り方を、施設も、Ⅱ型の児童自立生活援助事業とかも実施し始めて、アフターケアについての考えをもっと深めていかななくてはいけないなど改めて考えながら、勉強させていただいて、参加させていただきました。

令和8年度ももう少し頭を整えて頑張ります。

よろしくお願いします。

○大竹委員長 ありがとうございます。

続いて、長田委員、よろしくお願いします。

○長田臨時委員 ありがとうございます。

今回の中間報告では、多岐にわたる里親に関わる幅広い取組提案をさせていただいているかと思えます。これまで東京都が取り組んできたものを再整理し、再確認を行った上で、より現状に合わせてのブラッシュアップをしたものと考えています。

これについて、各関係機関が再度周知し、実施、運用していけたらよいかと思えます。

一方で、マッチングや自立支援などを抜本的に変えていく必要性と、里親支援センターとフォスタリング機関の在り方みたいなことについては、時間をかけて取り組むべきかと思えますので、令和8年度にかけて取り組んでいけたらと思えます。

ありがとうございました。

○大竹委員長 ありがとうございます。

続いて、中村委員、お願いいたします。

○中村委員 弁護士の中村です。よろしくお願いします。

今回御説明いただいたとおり、幅広く色々と多岐にわたる論点をまとめていただきまして、

現状、なかなかマッチングが難しいとか、そういったところで、なかなか里親委託も進んでおりませんが、こういった取組の中で、登録家庭数が増えていってよりマッチングしやすい状況ができれば委託率も上がっていくのではないかと思いますし、フレンドホームなり受け入れる側も、そういった虐待を受けた子についての理解が深まってくれば更にそれがよい傾向に進むのではないかと考えております。

また引き続きよろしく申し上げます。

以上です。

○大竹委員長 ありがとうございます。

続いて、次は、堀口委員でしょうか。

○堀口臨時委員 港区児童相談所の堀口でございます。

里親等委託の推進については、子供のための支援であるということを考えたときに、子供の意見、意向の尊重、養育者が変わる場合のパーマネンシーの保障の仕方が、この中間報告の中にしっかりと記載していただいておりますので、とても安心したと考えております。

以上です。

○大竹委員長 ありがとうございます。

続いて、渡辺委員、お願いいたします。

○渡辺臨時委員 ありがとうございます。

このような大変貴重な機会に参加させていただきまして、まずは事務局の皆様には御礼を伝えたいと思っております。膨大な意見をまとめていただきまして、ありがとうございます。

一当事者としてですが、自分が小さかった頃を思い出したときに、ここまでの大人の人が自分の人生にこのように関わろうとしてくださる人がいたということを知らないまま、30歳手前になってしまったのですが、育ってきました。

いつしか、子供たちが自分の人生に対して、ここまで考えているのだとか、もちろん「里親委託」という名前で、今回、施策に関わらせていただいていたのですが、施設の子供が家庭の中でどのように過ごすことができるのかという、少し幅広い観点でも言及させていただいた意見についても、丁寧に拾っていただきまして、まとめてくださったことに感謝しております。

また、私以外の別の世代の子供にも、こうやって関わってもらえるような機会があればうれしいなと感じております。

まずはありがとうございましたということが伝わればうれしいです。

以上です。

○大竹委員長 どうもありがとうございました。

慶野委員はどうでしょうか。

御無理のないところで。

○慶野委員 今回は機会をいただき、ありがとうございます。

色々これまで専門部会で私自身、発言をさせていただきまして、ここまでまとめてくださって、本当にありがとうございました。

そして、今、中間報告ということで、これまでここにまとめ切れていないことももちろんあると思いますし、皆さんの御意見の中で、これまでの色々な施策に盛り込み切れなかったこととか、忘れられていた論点など、様々な大事な視点があっただけなので、これから次のフェーズに向けて、実行力があり、そして、子供がより幸せになるような、具体的なところに落とし

込んでいく一助になれたらと思います。

色々ありがとうございます。

○大竹委員長 どうもありがとうございます。

この専門部会にとって、本当に貴重な現場をリアルに映し出していただき、ありがとうございました。

それでは、専門部会では部会長をサポートしていただきました、副部会長の新保副委員長からコメントをお願いします。

○新保副委員長 ありがとうございます。

現時点で考えていることを少しお話しさせていただきます。

1点目は、令和8年度に向けて、公と民の役割分担、児童相談所がやるべきことと、里親支援センターなどがやるべきことを、それぞれが得意な領域を明らかにしていく作業が今以上に必要なのかなというのが1点です。

2点目で、令和7年度できなかったことは、委託されている子供の声を聴くことができなかったと思います。それから、委託されている子供がいる里親家庭の実子の声も聴けなかったと思います。これらの子供の声を聴くことは、何らかの方法で必要なのではないかと思います。子供たちに直接関わる制度ですので、子供たちの意見を聞いて前に進んでいきたいと思っています。

3点目として、専門部会に参加した感想です。

里親委託児童について言うならば、時には児童養護施設にショートステイで戻ることがあるのが当たり前のことになるのかもしれないと思います。ですので、例えば3人里親委託するならば1人分ぐらいショートステイの枠を空けておくぐらいのことをやってもよいのではないかと、皆さんの意見を聞きながら考えました。軽い二重措置という意味ですかね、完全なものではないですが、それは考えておいたほうがよいのではないかという気がしました。

4点目として、子供たちの情報が、例えば出生前の写真や動画などが20歳になったときにどこかで残っている保証がどの程度あるのだろうか。里親家庭にあるのも当然でしょうが、施設にあったり、児童相談所にあったりするのでしょうかから、その資料を保持しておくことを考えておく必要があるのではないかと思います。それを資料館と言うのかデータバンクと言うのか分かりませんが、何らかの形で、子供たちの写真や動画、文書、そのときの実親の思いとか、色々なものを文書や動画とかに残しておくことが必要かなという気がいたします。

5点目として、東京都の里親たち、代表でおいでいただいた方たちの意見しかお聞きできなかったのですが、里親委託費を上げてくれとか、そういう意見は出てこない。これが東京都の特徴なのかなと思って聞かせていただきました。一方で、東京都には家賃が上がっているとか、マンションが非常に高騰しているとかがありますが、空き家が大分増えてきている実態もあるかと思っています。使い主がいない空き家があるのであるならば、そして、それを基礎自治体が困っているのであるならば、その空き家を改築して、比較的収入が少なく狭いマンションで暮らしていて、しかし、里親委託を受けたい、受託を受けたいと思っている方がおられるのであるならば、その里親候補の方に空き家を提供するような仕組みがあってもよいのかなと感じております。

以上、5点お話しさせていただきました。

ありがとうございます。

○大竹委員長 どうもありがとうございました。

ただいま専門部会で5回ほど議論して、参加していただいた皆様から、事務局の説明に、それぞれのお立場からのコメントがまた肉づけになったのではないかと。その5回の中での、また、説明以外のところでもあったのではないかと思います。

これらを踏まえて、また、本日御参加の委員の皆様から、改めて御意見等を頂戴いただければと思います。

これからはフリーとなりますので、各委員の方々に何か御意見、御質問もあれば、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

川松委員、よろしくをお願いします。

○川松委員 口火を切らせていただきます。

御説明ありがとうございます。委員の皆様も本当にありがとうございました。

幅広く課題を拾っていただいて、総合的にまとめていただいて、考え方も整理されていて、すばらしいなと思います。

その上で、今後、里親による家庭養護を進めていく上で、中間的な取組を広げていくことがやがて里親養育が広がっていくことにつながるのかなと思っています。

中間的タイプというのは、例えば里親ショートステイですが、里親にショートステイ協力家庭として登録していただいて、里親にショートステイすることが大変有効なのではないかと思っています。未委託家庭の方がそこでトレーニングすることもできるし、何よりも里親が地域の子育て支援の一環の中に入ってきて、地域の子育て支援として、里親が役割を果たしていただけるのだと思うのです。

ただ、区市町村の所管部署の方たちの反応と申しますか、お考えを伺っていると、あまりメリットを感じておられなかったり、イメージが湧かなかったりされているように思います。

一方で、区市町村の中で積極的に取り組んでおられるところもあるので、東京都としてぜひそこは積極的に区市町村の行政の皆様働きかけをしていただいて、里親ショートステイが拡大されることがその先につながるのではないかと思います。

地域で里親のお宅にお泊まりして、自宅でも日か過ごして少し居辛くなったら里親のところに行って泊まってみたいな、行ったり来たりができると子供も生活しやすいし、何よりもパーマネンシーという意味で、地域で支えられて暮らしていけるといことで、そういう措置でもない、措置でもあるような中間的な形態が広がっていくとよいなと考えていますので、里親ショートステイが拡大されることが必要かなと思います。

それから、里親と実親が直接接点を持って交流しながら養育していくことが、実親の里親養育の理解にもつながると思うので、そういうモデル事例にぜひ試行的に取り組んでいただきたいと思います。

具体的には、児童相談所と里親だけが話し合いをするのではなくて、実親と里親と一緒に入ってもらって、フォスタリング機関とみんなで養育の計画を一緒に考えていくような、里親と実親と一緒に考えるような、そういう養育計画を立てていくようなモデルケースを積み上げていけるとよいのではないかと思います。できれば、実親のご自宅の近くの里親が、そういう形で同じ地域の中で暮らしていけると直接支援にもつながるのでよいと思います。

ただ、注意しなくてはいけないし、慎重にしなければいけないことが多いので、フォスタリング機関が相当丁寧に関わらなくてはいけないと思うのですが、そういうモデル事例をぜひ試行的に行ってみていただきたいと思います。

山梨県などでは幾つかのケースで取り組んでおられるので、他の自治体でも取り組んでおられますので、参考にしながら、パーマネンシープランということで取り組んでいけるとよいと思います。

幾つか申し上げて恐縮ですが、今後進めていく上で、児童相談所職員の問題意識ですが、児童相談所職員も今忙しくて、ケースも多いし緊急対応も多くて、あまり里親養育に関わっていないと思うのです。ですから、児童相談所職員が里親養育に疎くなっていると思うのです。児童相談所職員全体としては、里親支援の知識量や知見が減っているように思うのですが、一方で、フォスタリング機関の方は丁寧ずっと取組をされていて、むしろ児童相談所職員よりもフォスタリング機関の皆さんのほうが詳しいし、実際に動いておられると思うのです。ですから、フォスタリング機関の方と児童相談所の職員と一緒に研修する中で、フォスタリング機関から児童相談所職員に伝えてもらうようにしていくことが必要なのかなと思います。児童相談所職員の全体的な問題意識を高めないと進まないと思うので、そういう取組も必要なかなと思います。

家庭養育推進チームはよいと思うのですが、その中に里親チームというものがあって、例えば保護した後に、保護者と対面してお話をしていくときにもっと早くから里親担当者が入って、措置が決まってから里親担当者につながるのではなくて、措置を決める前の段階の保護者面談から里親担当者が入って、具体的にこんなことなのですよと伝えていけるとよいと思うので、そういう意味では、里親担当者が増員されて、里親チームみたいなものができるとういのではないかと思います。

ただ、具体的な支援は、今よりももっとフォスタリング機関に委ねてよいという気がしています。

最後に、里親支援センターの基準は、今のフォスタリング機関の基準よりも低いので、里親支援センターにしていくのであれば、東京都として、今のフォスタリング機関の機能を維持できるだけの上乗せをしないといけないと思います。里親支援センター機能に上乗せして、今のフォスタリング機関の機能が維持できるように、東京都として、そこは補助を強めていただく必要があるのではないかと考えます。

以上です。

ありがとうございました。

○大竹委員長 どうもありがとうございます。

御意見として承りたいと思います。

そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。

渡辺委員、お願いします。

○渡辺臨時委員 ありがとうございます。

少し資料の書きぶりについて、意見を伝えさせていただければと思います。

「取組3 特別養子縁組に関する取組の推進」の「論点1 代替養育における特別養子縁組の検討」に書かれている「現状・これまでの取組」の文言なのですが、「実父母の同意がない場合にも、実父母による虐待、悪意の遺棄等、子の利益を著しく害する事由がある場合に」の「悪意の遺棄」が少し過激な表現かなと思っております。様々どうしても遺棄をしなければならなかった方々の背景を聞いていると、そうせざるを得なかったり、そもそも情報がなかったり、ある意味私たち大人側の責任と言ったら変なのですが、福祉を生業とする人間側の責任も

少しある部分もありますから、「悪意」についてはぜひ削除いただけると、施策そのもの自体が現場に落とされていったときに、悪意のまなざしが少し和らいでいくのかなと感じておりますし、そういった保護者自身が助けてと言いやすいものになるかなと思いますので、ここは細かくて大変恐縮なのですが、取るという対応をいただけるとありがたいと思っております。

以上です。

○大竹委員長 ありがとうございます。

検討させていただきたいと思います。

今、オンラインで米山委員と仲委員が挙手されているということで、まず、米山委員からお願いいたします。

○米山委員 米山です。

ありがとうございます。

里親委託推進の専門部会での皆様の御尽力は、非常に幅広く、濃く討議されて、おまとめいただき、ありがとうございます。

ぜひ進めていけるように、私も協力したいと思っています。

細かい形になるのですが、1点が、概要版の13ページの「令和8年度に向けて引き続き検討を要する主な論点」の「その他」にある、「ケアニーズの高い児童の里親委託について、専門養育家庭への委託の在り方」が、今後の課題となっています。

それと、中間報告案の11ページ、「3 児童への支援上の課題」にもケアニーズの高い児童について少し書いてあるのですが、この文言の中にもしあれでしたら「発達障害（神経発達症）」という言葉を入れておいていただいたほうがよいかと思うのです。ケアニーズの高い子供たちの増加は、こども家庭庁が5年ごとに「児童養護施設入所児童等調査」と御報告しているまとめについて見てみますと、実際に平成30年と令和5年に里親委託されている子供で、「ケアニーズの高い」という中では、例えば、自閉スペクトラム症（ASD）は6.7%から9.2%、1.37倍増加しています。

一方で、児童養護施設だとASDと診断されている子供は、8.8%から11.9%で、1.35倍ですし、里親委託されているADHDの子は5.5%から7.5%（児童養護施設：8.5→13.3%）、知的な課題の方も8.6%から10%（児童養護施設：13.6→14%）というデータが出て、令和5年では大体1.3倍ぐらいということで受け入れていると思います。

もちろん、被虐待とか、小児の逆境的体験のトラウマ的な子供たちもいるのですが、発達障害（神経発達症）の子供たちの割合が増えている。

そのような子どもの特性の変化を踏まえた上で、発達特性に配慮した養育の必要性や医療や障害福祉支援との連携も含めて委託していくことが、里親と里子の不調和や不適切な養育（措置児童虐待を含む）を軽減しその発生を減少させる可能性があるのではないかと思います。そういう発達障害の子供たちの特性に配慮した養育が求められることもあるので、そこは少し書き込んでありますが、ぜひそこに「発達障害（神経発達症）」という言葉も入れながら、今後検討が進めばよいなと思います。

私自身、児童自立支援施設の子供たちにお会いすることもあるのですが、この数年だけでも、いわゆる発達障害の自閉スペクトラム症、ADHDなどの子供たちが1.5倍ぐらい増えていて、施設職員も対応が大変だという事実を知っておりますので、今後に向けての中で、悪い意味ではなくよい意味で子供の発達特性を評価することを検討していただけるとよいなと。それ

は児童相談所の役割だと思います。

長くなって申し訳ありませんが、今、国は「子ども家庭総合評価票」を出していますが、そういったもので見ると、自閉スペクトラム症などもかなり細かく評価できることもあるので、またこれは参考資料として別に提出いたしますが、今のケアニーズの高い子供たちがよい意味で養育がスムーズにいくようにということで、ぜひその子供たちの評価をしていただくと更に推進にプラスになるのではないかと思います。

長くなって申し訳ございません。

以上となります。

○大竹委員長 貴重な御意見をどうもありがとうございました。

今後の取りまとめの参考にさせていただきたいと思います。

続いて、仲委員、お願いいたします。

○仲委員 どうもありがとうございます。

仲と申します。

このたびは、このような包括的なおまとめをお示しくださって、大変感激して伺いました。

私自身は、虐待に関する聞き取りなどで児童相談所の先生方と一緒に仕事をさせていただくことがあるのですが、なかなか業務が忙しい中で、こういった活動が強化されることは、重要である一方、負担も増えるのであらうと思いました。特に関心を持ちましたのが、12ページにあります「取組4 ソーシャルワークの充実による里親等委託の促進」の「論点3 里親や候補児童に関する情報の取扱いのDX化」です。現状としては、児童相談所とフォスタリング機関と養育家庭、里親で情報を共有できるような枠組みがなく、通常は電話で対応しているというお話を伺って、そうなのかと思いました。多大な業務の中、ここでDX化がなされることを期待しております。

システムは拙速につくってしまうのではなくて、担当者も替わっていく、子供も、もしかしたら東京都内にいらっしゃるだけではなくて、移動もされたりするかもしれない。そんなことも考えて、全国で使えるようなシステムができるとすばらしいのではないかと思います。

先ほど新保副委員長が子供の記録が残っていくとよいと言われて、まさにそのとおりだと思います。そういう記録もこういったDXのシステムの中に残っていくと、御本人も、また家族もアクセスできてよいのではないかと思います。

以上です。

○大竹委員長 どうもありがとうございました。

そのほか、委員の方でいらっしゃいますでしょうか。

秋山委員。

○秋山委員 あきやま子どもクリニックの秋山といたします。

論点を分かりやすくおまとめいただきまして、ありがとうございます。

私は、13ページの「令和8年度に向けて引き続き検討を要する主な論点」の「総論」で、これは川松委員と意見が重なりますが、区市町村で実施している子育て支援や予防的支援とのつながりも重要であるとあります。現在、母子保健、子育て支援のサービスが十分に届いているのか、あるいは活用されているのかが気になっているところでもあります。そこで、東京都が区市町村に向けてサービスの提供を強化するよう御指導いただけないかと思います。

また、子育て相談、またケアニーズのある子供たちに対して、かかりつけ医、医療も活用で

きるのではないかと思いますので、ぜひ連携も視野に入れていただきたいと思います。

以上です。

○大竹委員長 御意見ありがとうございました。

それでは、オンライン参加の泉谷委員、よろしく願いいたします。

○泉谷委員 ありがとうございます。

御報告、おまとめをありがとうございました。

先ほど文言のお話が出ている中で、私も1点気になったところがあります。

「取組4 ソーシャルワークの充実による里親等委託の促進」、11ページの「論点1 児童相談所の体制強化」の「当面の取組の方向性」に、「児童・家族が参画した支援計画作成を進めるため、高度なソーシャルワークを行う力を付ける」というような表記があるかと思いません。

「ソーシャルワーク」は何を意味するのか、もう少し具体的にしないと、かなり漠然としていると思いました。

例えば、今であればこども家庭ソーシャルワーカー資格ができていて、その中でケースマネジメントの必要性が非常に問われていたりすることを受ければ、ここの部分はそういったケースマネジメントに関するスキルを上げるとか、もう少し具体的な記載を検討していただけたらという意見になります。

以上です。

○大竹委員長 ありがとうございます。

ただいまの御指摘について、これからまたこちらで検討させていただければと思います。

ありがとうございます。

佐賀委員、お願いします。

○佐賀委員 ありがとうございます。

委員の佐賀です。

専門部会の方々、資料のまとめをありがとうございます。

私が気になっていることは、「取組2 里親家庭への支援の充実」というところで、川松委員と秋山委員と重なるかもしれないのですが、里親が結局、地域社会の中で孤立して養育しているなど都度感じます。それは、普段、区のほうの児童福祉審議会で関わっている中で、社会的養育計画の中には里親の話が出てくるのですが、区の子育て支援計画に関しては里親の話が全く出てこないのです。

しかし、里親も地区で子供を育てている方なので、まず、そのサービスがどう利用できるか考えていただかないといけないと非常に問題に思っていて、例えば学童クラブの先生に自分が里親であることを開示して里子の悩みが相談できるとか、それは子育て広場でも児童館でも何でもよいのですが、地域で、まず、里親が孤立しないで子育てできるような環境をつくっていかないと、「論点1 里親向け子育て支援サービスの充実」で「育児家事援助者派遣事業の拡充」と書いてあるのですが、個別のサービスだけでは里親の孤独感は解消できないのではないかと。

そういう社会全体で里親の子育てをどう支えていくかという観点を、第2期目は視点の中に入れていただけないかということ意見を意見として述べさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○大竹委員長 御意見ありがとうございます。

社会全体でというような姿勢も今後検討していきたいと思います。

ありがとうございました。

牛島委員、よろしく申し上げます。

○牛島委員 今まさに社会全体でというところで、当事者の観点から少しお話しできたらと思ひまして、手を挙げさせていただいています。

私は、ちょうど義理の妹が、マッチングがかないまして、里親になることができました。

年末、うちに遊びにおいでと言ったのですが、結局、初めての家族なのというところ、お年玉は間接的に渡すような形にはなってしまったのですが、今後、そういった関わりも深めていきたいと思ひますし、そういった当事者とする、親としての義理の妹と、里子としての私の姪の様子を見ながら、またこれからもインプットできたらと思ひています。

その中で、義理の妹が、今回、小学校5年生の女兒を受け入れまして、実際、働きながらその子を養育しているのですが、働いている間に、もちろん、今、学童クラブのお話もありましたが、実際、その地域においては学童クラブは小学校5年生だとなかなか入れないとか、そういった実情があるのかなと。

では、働いている間、どこで見てもらうのがよいのか。学校もなかなかなじめずに行けなかった状態で、習い事もしていなかったみたいところで、家でどうやって過ごしていったらよいのかというところは、どうやって情報を集めていったらよいのか、年末話したところがありました。

先ほどケアニーズの高い子供のお話もあったかと思ひのですが、私は今、自閉症の子供を育てているのですが、自分の息子が自閉症と分かったときに、地域にどんなサービスがあるのかというのは、実子であってもなかなか分からない。

児童家庭支援センターに問合せをしてくださいとホームページに書いていて、問合せをするのですが、例えば保育所の加配は保育所の話をしなないといけない、また違う窓口がある。例えば社会福祉協議会でサービスを受けられるもの、例えばファミリーサポートとか、また全然違う色々な社会資源が色々な場所に散らばっていて、自分は何が必要なのか、この子のために何をしてあげられるのかがなかなか見えづらいことがあるのかなと思ひています。

里親になると、なおさら今まで子育てしたことがない中で、初めて受け入れる子供に、この子に対してどういう社会資源があるのかというのは、なかなか見えづらいものがあるのではないかと感じますので、そういったところは、受け入れる段階もそうですし、それ以降も、こういったものがあるのだよと、社会として連携することで、里親も、子供も、色々な社会とつながって養育できるのではないかと。

先ほど医療とのつながりというお話もありましたが、その子供にとって、なぜそういった主治医を持つことが必要なのか、例えばその子が大きくなったときに、そういった児童精神科の先生と定期的にお話しすることがどれだけ救われることになるのかとか、おそらく、そのタイミングではなかなか見えないものもあるのかなと思ひのですが、そういったところも含めてどういふものがあるのか、長期的に見られるような仕組みがあればよいかと思ひました。

ありがとうございます。

○大竹委員長 どうもありがとうございます。

そのほか、委員の皆様から、

川松委員、お願いします。

○川松委員 2回目ですみません。

全体を拝見して、里親研修のことが論点に出てこないなと思いました。今、里親研修で関わらせていただく中で感じるのですが、各児童相談所にフォスタリング機関ができていて、研修が全部各児童相談所単位になっているため、受講に来ている方が少なく、1組ということがあるのです。1対1で、よいと言えばよいところはあるのですが、今までの東京都の研修ではグループで話ことができました。たくさんの方が集まってこられて、グループで話ができ、お互いに知り合ったり、お互いにそうなのだと感じ合ったり、お互いの経験を交流し合ったりして、よい場になっているなと感じていたのです。

しかし、今はそういうことができなくて、グループでの作用というか、相互の支え合いというか、交流という形につながらないのがとても残念だなと思います。できれば、児童相談所単位ではなくて、複数児童相談所で研修をされたほうがよいと思います。

ぜひ幾つかの児童相談所で、合同で研修をしていく形にさせていただけたらよいかと思うのですが、今、同じフォスタリング機関の法人が幾つか持っている児童相談所同士でもできないと伺いましたので、幾つかの児童相談所で合同で研修できるほうが、お互いに里親同士が知り合えて、お互いの話が交流できて、より効果的だと思いますので、ぜひそういう検討をしていただきたいと思っております。

以上です。

○大竹委員長 ありがとうございます。

そのほかにいかがですか。

亀岡委員、お願いします。

○亀岡委員 亀岡です。

色々な御意見を伺っていて、本当に素晴らしいと思いました。

私も仕事柄色々なところで聞くのですが、13ページの「令和8年度に向けて引き続き検討を要する主な論点」の「その他」の最後なのですが、「都区の連携を考慮した、効率的、効果的な里親委託推進の在り方」と書いてあるのですが、「効率的」という表現とか「効果的」という表現は、里親の制度において具体的にどのようなイメージのことを書いているのか。「効率的」とか「効果的」という表現は、経済的にはよく言ったり、色々なことをやる時には分かりやすいし、そのとおりだと思うのですが、今、ここで皆さんの御意見を伺っていて、非常に時間をかけているところを、「効率的」「効果的」と言うのは、具体的に何をイメージされているのかなということ、考え方だけでも結構なのですが、ぜひお願いしたいと思うのですが。

○大竹委員長 この点については、事務局から何かコメントできますか。

○子供・子育て支援部長 子供・子育て支援部長の天野でございます。

色々ありがとうございます。

ここで記載しているときには、こういった里親委託推進をする行政の立場として、今、特別区で児童相談所を持ってやっておられる状況もございまして、そこでは、東京都と区が連携して、色々和里親と関わるのが現実に起きてございます。そのときに、どちらかという、行政の側が支える仕組みなどをつくっていくときに、それぞればらばらにやるのが、お互いに全然知らないところで同じような、単純に言えば、システムのことで悩んでいた、情報の共

有のことで悩んでいたということがあるとしたら、それはオープンに話してよりよい仕組みをつくっていったらよいのではないかという趣旨で、ここではそういう言葉を使わせていただいております。

○大竹委員長 ありがとうございます。

よろしいですか。

○亀岡委員 今のお話の考え方は分かりました。

急に今まで説明されているアプローチと違うアプローチの話になってしまったものですから、大きな枠の中の一つなのか、それとも、違う角度からの話なのかと、私は受け取りました。

○大竹委員長 ありがとうございます。

枠に入りながら「その他」に入っているのです、これから検討していくところだと思います。

ありがとうございます。

○亀岡委員 ありがとうございます。

○大竹委員長 いかがでしょうか。

各委員の方々から、この場に、この機会にということはありませんでしょうか。

田中委員、お願いします。

○田中委員 児童精神科医の田中です。

先ほどからケアニーズのある子供の話とか、児童精神科医とどう連携するかといった話がありました。私は、本当を言うと、児童精神科医に関わるポイントはもう少し早いほうがよいと考えています。何か問題が起きてからではなくて、サポートやケア全体の中に予防的な関わり、つまり心のバランスを崩さない関わりでの発想、それは里親もそうだし、子供たちも、何か問題が起こる前にどうやって心のサポートという関わりができるかという発想がどこかにあったほうがよいのではないかと思います。そういうメンタルヘルスの発想が必要な子供たちなのだと思うのです。

実は、東京都ではないところで里親のサポートをやることはあるのですが、日常的な関わりの方を相談してくるのです。そうすると、非常に難しい子供を結構独学、自力で支えておられるのです。無手勝流で活動されてすごいなと思うと同時に、どうやってバランスを取りにくい子供たちのメンタルヘルスを維持するかという発想があるかないかでは随分違うのではと思うのです。そういう発想が少し織り込まれると、里親たちは非常に楽になるのではないかと思います。

以上です。

○大竹委員長 御意見ありがとうございます。

それでは、オンラインの首里委員、お願いいたします。

○首里委員 東京都医師会の首里と申します。

前任の川上委員に代わりまして、私が担当させていただいております。

今回、児童福祉の専門家の方々、行政の方々、そして、当事者の貴重な御意見等もいただきまして、大変勉強させていただいております。

東京都医師会は医療機関の集団でございますが、先ほど来、米山委員、秋山委員、田中委員からも御意見がありましたように、地域の医療機関で見ても、里親をフォローする体制だったり、ケアニーズの高い里子をサポートするシステムだったりはまだ構築されていないと感じます。

実際、自分も小児科医として地域医療に関わっておりますが、うちのクリニックにも里親ですと言って連れてくる保護者もいるので、本当にほかの御家庭の方と変わらない育児の相談とか、そういうものを受けることが多々ございます。ただ、何となく「里親なのね」みたいな形で構えてしまうところも、正直、慣れていない医療機関であればあると思うので、我々東京都医師会としましても、地域の医療機関がこのようなニーズがある御家庭に対してもウエルカムな雰囲気を出せるように研修会等をやっていく必要があるのかなと思いました。

制度の面では、私も本当に勉強不足で分からないところも多々あるのですが、そういったところでお手伝いできれば光栄に思います。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○大竹委員長 今後ともよろしく申し上げます。

それでは、矢藤委員、お願いします。

○矢藤委員 矢藤と申します。

先ほど新保副委員長からもおっしゃっていただいたことなのですが、子供の意見の反映について、こども基本法第11条を確認したのですが「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」となっているわけです。

今後、このプロセスのどこに必要な措置が具体的に入っていくのか、どう計画されているのかについて、教えていただきたいと思います。

○大竹委員長 いかがでしょうか。

先ほど新保副委員長からも声を聴いていなかったというような話もありまして、今回、中間まとめということで、今後、まとめていくわけですが、今のお話もありながら、後半で何か機会を持つことになるのではないかと思います。

私のコメントはこれなのですが、どうでしょうか。

○子供・子育て支援部長 おっしゃるとおりで、こちらは中間のまとめですので、これから具体的なやり方とスケジュール等は検討していきたいと思いますが、当然、そのようなステップを持っていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○大竹委員長 どうもありがとうございました。

では、渡辺委員、お願いします。

○渡辺臨時委員 ありがとうございます。

これを言うべきか、非常に悩むのですが、あえて言います。

「ケアニーズ」の言葉の定義が、今、国の検討委員会に出させていただいているのでタイムリーに感じているところなのですが、少しケアを手厚くするべき子供の定義ではなさそうというか、そこではない定義で着地しそうなので、「ケアニーズ」という言葉の使い方をもう少しぎりぎりまで待てるのであれば待っていただいたほうが、国との施策にずれが起きないかと感じていますので、一応、情報提供という形でこちらの場に置いておきます。

あともう2点あります。

1点目が、先ほど首里委員がおっしゃっていたことに付随することなのですが、「令和8年度に向けて引き続き検討を要する主な論点」にある「その他」の普及啓発の話が、どうしても

委託先を増やすためにももう少しマーケティングを深くしていきましょうみたいな文章と読み取っているのです。もちろん、それは本当に必要だと思いつつも、もう一つが、里親子が社会で暮らしやすくなるためにスティグマをなくすための普及啓発もひとつ文言として入ると、少し里親たちも生活しやすくなるというか、別に里親家庭だからといって、特段変なわけではない。それは児童養護も同じですが、一方、里子であるということで、私も結構小学校とかでいじめられてきたので、そういったところのスティグマをなくせるようなPRもひとつあるとよいのではないかと感じているところです。

もう1点が、ここの中で言及されていなかったのですが、里親家庭で育った里子自身がどのように社会とつながりながら自立をしていくのかというところについても、議論を手厚くできると非常によいのかなと感じていまして、今、私も里親と連携しながら、自立支援拠点事業の事業者として何かできないかというところで、どこかに遊びに行くとか、御飯を食べるとか、作るみたいな機会を持ちながら関係性を構築していこうというプログラムをつくらうとしているところがございます。ただ、そういったところがなかなか言及されていなくて、どうしても里親が里親家庭を運営していくためにどうしたらよいのかというところに非常に言及されていると感じているので、里子自身が地域の中でつながっていくための施策をどうしたらよいのか。おそらく、既存の施策や制度をかき集めて使えるようにしていくこと、そこで使うためのハードルを下げていくことが大筋になるかと思うのですが、いつまでも里親家庭でいられるわけではない現実がありますから、その部分にももう少し言及しながら、現在、里親家庭で暮らしている里子にも、こうなったら安心して地域で生活できるとか、社会で生活できるみたいなところは、ヒアリングしながら、場を開いて聞いていきながら、施策に落とし込んでいくことも必要なのではないかと感じているところがございます。

以上です。

○大竹委員長 ありがとうございます。

渡辺委員は専門部会の委員でもあるので、またこれから最後のまとめでも御意見をいただければと思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしそうですか。

ありがとうございました。

本当に改めてですが、この時代、この社会にあって、里親になろうというような方々がいらっしゃるというところでは、その思いを私たちはしっかりと受け止めていかななくてはいけないということと、もう一つ大事なことは、先ほど子供本人の意見というような声がありましたように、我々はこの議論をしているけれども、これは子供にとってどうなのかという視点はぶれないように、専門部会でもしっかりと議論し、まとめていきたいと思いました。

それでは、本日、本当に貴重な御意見が多々ありましたので、これから修正した上で、本審議会としての中間報告としたいと思えます。

事務局が修正作業をした後の最終案の確認については、私に一任ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大竹委員長 どうもありがとうございます。

それでは、本案を修正した上で、本審議会の中間報告とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○育成支援課長 ありがとうございます。

中間報告を修正、調整させていただいた上で、中間報告を踏まえまして、まずは対応すべき事項について、当面の取組を進めつつ、引き続き検討を要する事項につきましては、令和8年度に最終提言としての取りまとめを目指してまいります。

専門部会委員の皆様におかれましては、次回開催の日程調整につきまして別途連絡させていただきますので、どうぞ引き続きよろしくお願いたします。

私からは以上です。

○大竹委員長 ありがとうございます。

続きまして、報告事項に移りたいと思います。

東京都児童福祉審議会条例施行規則の改正について、事務局より御説明をお願いいたします。

○子供・子育て計画担当課長 それでは、事務局より説明します。

資料4を御覧ください。「東京都児童福祉審議会条例施行規則の改正について」でございます。

今般、保育所等子供権利擁護部会を新たに設置したことに伴いまして、令和7年11月18日付で規則を改正しまして、第1条で定める審議会委員の人数を35人以内から40人以内に引き上げました。

現状では、複数の委員の皆様にご協力いただきまして、部会の兼務をお願いしていることなどから、今、35人の中で収まっている状況ではありますが、今後、委員の変更等が生じた場合に、速やかに対応できるように、このタイミングで改正を行いました。

報告は以上でございます。

○大竹委員長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、何か御質問等があれば、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○大竹委員長 ありがとうございます。

本日の議事は以上となりますので、最後に、事務局から事務連絡等をお願いしたいと思います。

○子供・子育て計画担当課長 本日はお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

次回の本委員会の開催につきましては、委員長、副委員長と御相談の上、また改めて皆様に日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○大竹委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の児童福祉審議会第4回本委員会は、これで終了させていただきます。

お疲れさまでございました。

ありがとうございます。

閉 会